

# 書評 鬼頭清明著『古代木簡の基礎的研究』

今 津 勝 紀

ば、本書の内容構成をあげるべきところであるが、何分にも個別論文にして二四本分の内容をもつ大著であり、内容梗概において紹介させていただくこととする。

## 二 本書の内容

本書の著者鬼頭清明氏は、周知の如く、古代史研究にとつて比較的新しい史料群である木簡をめぐり、新たな研究方法を開拓してこられてきた先駆者のお一人である。本書『古代木簡の基礎的研究』は、まさに、鬼頭氏のそうした長年の取り組みを集大成したものである。ちなみに、本書は『古代木簡の基礎的研究』と銘打たれているが、新たな研究方法の提示など木簡そのものをめぐる基礎的な研究だけではなく、同時に本書には、木簡に基づいた多くの応用的研究が収められている。私などの後学にとつて本書は、教科書的な意味をもつとができるよう。

このように意義深い本書を浅学菲才のものが評すること自体おこがましく、到底、力の及ばないものばかりである。それゆえ極めて偏った書評にならざるをえないものであるが、この点、あらかじめ著者および読者諸賢のお許しを乞いたい。なお書評の通例に従うなら③堅固な点、④発掘により発見されること、が述べられる。第三節「木簡と文献史料」(3)では、木簡と文献史料との関連について、いわば木簡の史料的限界を文献史料から確認し、その上で「木簡群の中で独自の統一した理解を進める」(三六一~三七頁)という方法が

有効なことを指摘する。この方法のもとに、中男作物の問題などが検証され、中男作物収取の背景には在地における年齢階梯制が存在すること、若年齢層集団と祭祀との関わりなどを推定する。

第二章第一節「八世紀国衙的書風の分析の前提」(4)では、端正な楷書で三過折をふまえる点を特徴とするいわゆる国衙的書風の認定とその成立の背景を検討する。まず国衙的書風の明確に現れる戸籍・計帳・正税帳・計会帳などを分析し、国衙上申文書について、大宝から養老にかけて六朝風の書風がみられ、初唐風の書風の出現するものが神亀年間以降であることを述べられる。第二節「国衙的書風の歴史的特徴」(5)は、第一節の分析を前提として、写経と木簡の書風からその変化を考える。中国での書風の変化、及び日本での中央と地方での写経及び木簡の書風の検討により、日本でのこうした書風の変化とその中央から地方への伝播に、史生の果たした役割が大きいことを述べる。史生のもつこうした役割を明確にした点は大きな意義をもつ。補節「藤原宮木簡と新羅の書風」(6)は、朝鮮においては六朝風の書風が強固に根付いていたこと、そして、全体として六朝風を示す藤原宮木簡の書風が、新羅をはじめとする朝鮮半島諸国からの強い影響によるものと論じる。

第三章第一節「延喜式」と贊」(7)の旧稿「御贊に関する一考察」(『統律令國家と貴族社会』吉川弘文館、一九七八年)は、贊をめぐる最初の包括的研究となつた記念碑的論文である。論点は多岐に及

ぶのであるが、「延喜式」にみえる贊の整理を出発点として、贊付札の分析を通じ、贊について「延喜式」で諸国所進御贊・諸国例貢御贊と表現される二種類の贊が存在すること、そしてこれらの贊が天皇の家産的性格を強く帯びていることを指摘され、贊について「天皇制がなんら律令法に規定されていないよう、贊も本来律令法という国家法に規定されるような性質のものではな」く、「律令法—外的 existence」として位置付けられている(二二五頁)。付「宝亀年間の図書寮解について」(8)は、第一節の補足で、宝亀五年の図書寮解にみえる「調文」を手がかりとして、調・中男作物・年料別貢雜物の相違点と共通点を把握し、令制以前の段階における広義のミツキからこれらが分化したものであることを指摘する。第二節「贊貢進荷札の分析」(9)の旧稿「贊貢進についての再検討」(『文化財論叢』同朋舎出版、一九八三年)は、贊付札の出土地点など具体的な考古学的状況の把握から、贊そのものの性格に迫ろうとするもので、第一章で示された木簡を扱うに際しての方法が存分に發揮された画期的な論文である。藤原宮出土の贊付札では、大贊の表記をもち国郡里名を表記する書式が一般的であるが、平城宮出土の贊付札では御贊の表記が一般化し、参河を除くと国名のみを表記するものがみられるようになること、また藤原宮での贊付札の出土状況と平城宮からの贊付札の出土状況の相違等などの事実から、律令的天皇制の成立に対応して天皇の供御としての贊が整備されたこと

を指摘されている。第三節「山野河海と贊」(10)は、山野河海の所有と支配の問題を贊との関連において明らかにするもの。人類史上における人間生活と山野河海の関わりから説きおこし、常陸国行方郡のケース・スタディをふまえた上で、山野河海にかかる生産が共同体的なものでありながら、その一方で農耕等の個別的な生産が展開すること、日本古代の族長層が耕地を媒介に私富の蓄積をはかるとともに、山野河海の生産における共同体の代表者としての性格をのこす「二重構造」をとることを指摘する。そしてこの「二重構造」が律令国家にも反映しており、贊は、こうした族長層の共同体の代表者としての性格に由来して、その共同体の代表者としての機能・权限が大王・天皇のもとに収斂されていったことにより成立することを述べられる。第四節「西海道荷札について」(11)は、筑後国生葉郡からの煮塩年魚の木簡を検討したもの。木簡の形状など作成技法の分析から、調綿木簡などと同様、大宰府で作成されたことを述べる。第五節「安房国荷札について」(12)は、安房国からの調査が、鮫と細布などであり、なかでも鮫が安房郡を中心として貢納されていていたこと、またこうした鮫と細布などの進上が、調鮫の場合高橋氏文にみえる説話と関連し、細布・貢布の進上が斎部氏『古語拾遺』の説話と関連することが述べられている。第六節「伊豆の荷札と若狭の荷札」(13)は新稿で、伊豆国・若狭国の木簡について、伊豆での堅魚進上・若狭における塩進上などの歴史的的前提と律令制

への展開過程を検討する。氏姓分布・考古学的知見を鍵に、いわゆる大化前代の大王権力の地域支配の展開を復原し、若狭では七世紀初頭以降、伊豆では七世紀末よりの律令制的支配関係の形成とともに従来の生産様式が大幅に変更されることが述べられる。収奪の問題を鍵に律令国家の特質までを見通している。第七節「稻春女考」(14)は、「日本靈異記」上巻第一の「狐を妻として子を生ましむる縁」にみえる稻春女を鍵に、米の荷札木簡などを用いながら、古代における女性労働の社会的性質を解明したもの。ここでは、古代において性別の分業が存在し、女性が稻の脱穀・春成作業に従事しており、かつ稻春女が豪族・有力者などの家に雇用されて労働に従事していたこと、そして春成労働に女性が従事しつつも、その国家的取扱や管理を豪族の家長・男性がなっている点から、全社会的には広い意味での家父長制原理が働いていたとする。

第四章第一節「召文」木簡について」(15)は、「召す」という書式の木簡に注目したもの。官司において「召文」正文を作成し、正文ないし紙の写しか、あるいは「召文」木簡が召喚すべき官人に伝達されること、律令制以前に官人を召すという形で召喚が行われていたことが述べられる。第二節「郡符木簡について」(16)では、長岡京や兵庫県山垣遺跡・新潟県八幡林遺跡などから出土している「郡符」と記載する木簡の検討を通じて、律令制下の地方行政の実態を検討し、八幡林遺跡出土の木簡から郡衙段階で各郷段階よりの

行政を集約する告朔解が作成されていたであろうと推定し、このことは「律令政府の行政の徹底ぶりを如実に示す」ものに他ならないとする。第三節「平城宮出土の衛士木簡」(17)は、旧稿「平城宮出土の衛士関係木簡について」(『木簡研究』五号、一九八三年)をもとに仕丁関係の部分を追加したもの。律令制下の衛士の具体的な姿を描く、スタンダードとも言うべき論文である。ここでは、平城宮からの衛士関係木簡の出土状況の丹念な分析を通じて、衛士が平城宮の警備にあたっていたことや宮の警備以外にも様々な労役に従つていたこと、衛士への養物支給の在り方の具体像を明らかにしている。また仕丁については、その労役が平城宮の造営と関連すること、仕丁の労役が夫々の出身国毎に集団を構成していたことなどを指摘する。第四節「藤原宮の奴婢木簡について」(18)は、藤原宮東面北門に南接する地区の調査で多数発見された奴婢に関する削り屑の分析を通じて、奴婢への仕事の割り当てを報告する「官奴司謹奏」や、「官戸奴婢名籍」のような奴婢の人名、年齢、居住地などを記載した木簡を推定し、官奴司での奴婢の管理及び奴婢の労働などを分析した上で、今奴・常奴などの官奴司管轄下の奴婢と、藤原・平城など恒常的な都城の成立との関係を見通している。第五節「長屋王家木簡二題」(19)は、長屋王家木簡にみえる家令赤染豊嶋と竹野王子を論じたもの。家令としてみえる赤染豊嶋が、長屋王の家令であること、また長屋王の父高市皇子の従者に赤染造徳足がみえる

ことから、王臣家などに對して特定の氏族出身者がその家政をささえる関係が存在したらしいことを指摘する。また長屋王家木簡にみえる竹野王子については、これを竹野王女のこととし、龍福寺石塔に竹野王がみえること、龍福寺と天智・草壁との関係などから、竹野王子と天智天皇・草壁皇子との関連を推定する。第六節「平城京出土の木簡について」(20)は、平城宮と平城京との出土木簡の相違に着目し、木簡の付けられた調・贊・庸などの貢進物の分配の実態を論じている。

第五章第一節「古代の『礼紙』について」(21)は、古代なかでも奈良時代において、すでに礼紙と考えてよいものが存在することを明らかにする。第二節「続日本紀の原史料について」(22)は新稿で、橘奈良麻呂の変の発端を記した『続日本紀』天平宝字元年六月甲辰条の田村記から説きおこし、「続日本紀」の編纂に勘問記録が利用されたこと、また『続日本紀』の編纂にあたつて内乱事件などでは、申勲簿ないしその基礎になつたような記録が利用されたことを述べられる。そして、飛鳥京跡で発見された大津皇子などの名を記した木簡の削り屑群も壬申の乱に参加した舍人集団の日記を基礎として、上古諸事を定めるために編纂担当の官司に報告されたことを推定している。第三節「東大寺要録の雑格」(23)は、『東大寺要録』の雑格をめぐる史料論で、延久の荘園整理令以降、平安時代に東大寺が所領・荘園の争論にあたり、その所有の正当性を主張す

るため奈良時代の格を『続日本紀』からの引用など様々な形で集積し、編纂していた様子を描く。第四節「令集解所引格と弘仁格について」(24)は、令集解に引用される格が、単に明法家の諸説を集めただけではなく、現行法である弘仁格を引用していたことを論証する。

### 三 コ メ ン ト

本書に収められている「書評 東野治之『日本古代木簡の研究』」で、著者は、同書を典型として、木簡の機能論的分析の必要性を述べられるとともに、木簡そのものの形態・書風の分析が必要であること、また正倉院文書についての古文書学的検討が必要であること、さらに中国の漢籍や書儀・金石文についての知識が必要であること、の三点を課題としてあげられている。この「古代木簡の基礎的研究」は、まさにそうした課題に対しての著者の解答でもあるようと思われる。すべてについてコメントすることはできないのであるが、以下気付いた点を中心にコメントさせていただきたいと思う。

「木簡研究の成果と方法」と題された第一章は、木簡の基本的な史料的性格を論じるとともに(1・2)、文献史料からなる古代史研究と木簡研究との相互関係について論じるのであるが、「木簡の機能を重視すべきこと、そして文献史料の研究と木簡の研究

とは相互に相対的に独自に研究された上で結合すべき」と(四頁)との提言は重要である。この点について、(3)において「木簡をこれまでの文献史料の成果と結び付ける場合」に、「どのような次元の文献史料とは矛盾し、どの史料群とは近似するのかをまず確かめ」、「木簡の文字情報の理解には、その木簡群にもつとも近似した文献史料の成果の手だけを借りて、木簡群の中で独自の統一した理解を進める」(三六六~三七〇)と述べられている。ともすれば、木簡のもつ単独の文字情報に目を奪われやすいのであるが、木簡を独自の史料群として、すなわち木簡を群として扱うことも十分可能になつた現時点において、「木簡群の中で独自の統一した理解を進める」ことがこれからも必要であろう。

第二章「木簡の書風」は、旧稿「八世紀国衙上申文書の書風について」(奈良国立文化財研究所『研究論集』IV、一九七八年)を大幅に改稿したものになっている。「木簡自体についての研究として書風に関する問題」が重要なことは、鬼頭清明氏や田中稔・東野治之氏によつて切り開かれてきたところである。「木簡の書風は書風の変遷自体としても研究する価値のあるものであるが、同時にそのことによつて木簡の記載内容の歴史的意味を考える際の、一つの有効なアプローチとなり得る」(五四頁)応用研究の分野でもある。書風自体の問題について到底論じる力がないのであるが、大変興味深く見守つている。本書でも、(4)では、国衙上申文書に初唐風の書風

が出現するのが神亀年間以降であることが主張され、日本でのこうした書風の中央から地方への伝播に、史生の果たした役割が大きいことが指摘されているのだが（5）、これは、ある意味で律令制の内実形成にともない文字の字形・用字の統一が行わしたことと思う。中国では、古くから字様が編纂されるのであるが、隋唐の頃にも字様が積極的に編纂されている（西原一幸「独立の書誌範疇としての『字様』」『金城学院大学論集』国文学編二七、一一二号、一九八四年）。唐風の書風を受容することについては、こうした字様の問題についても鬼頭氏の御意見をお聞かせ願いたいところである。なお本書の書評からは直接離れるが、一言述べるとするならば、木簡の研究にとり、もはや画像情報は不可欠である。現在では、かなり改善されてきてはいるが、やはり木簡という史料情報が文字情報中心であることにかわりない。画像情報がもつと身近になればと願うものの一人として、コンピューターを積極的に活用した木簡情報の伝達方法が開発されることを願つてやまない。木簡の画像を組み込んだデータ・ベースの構築や、画像情報をCD-ROM化した報告書などは如何であろう。

第三章は、「荷札木簡と贊」と題されたケース・スタディであるが、贊の付札など木簡を利用した具体的な律令国家論であるとともに、スケールの大きい原始古代史の叙述ともなつていて。鬼頭氏の学問の間口の広さとともに、奥深さを感じさせる。

ここでは「延喜式」にみえる贊の問題をはじめとして律令法と贊などいくつかの点にふれたい。まず前者については、細かい事で恐縮であるが、鬼頭氏は「延喜式」の贊について、宮内省式にみえる諸国所進御贊と同じく宮内省式の諸国例貢御贊との二種類の贊が存在することを述べられている（7）。大勢として、二種類の贊が存在することは、鬼頭氏の説くとおりであるが、この「延喜式」の贊の整理にあたっては議論のあるところで、山尾幸久氏などは、内膳式にみえる年料御贊と宮内省式にみえる例貢御贊が別系統のものであることを主張している（山尾幸久「延喜式」の御贊をめぐって（上）（下）『古代文化』四三一一・三、一九九一年）。宮内省式には「諸国例貢御贊」の規定があるのだが、進上品目を比較した場合、例貢御贊にあげられている品目は、年料御贊と大膳式に規定されている諸国貢進菓子の品目にはばすべて含まれるものであり、鬼頭氏の指摘されるように、明らかに共通性が認められる。節料・旬料・例貢などの御贊について、宮内省式には、「右諸国御贊、並依前件、省即檢領、各付所司。例貢御贊、直進内裏。（下略）」とあるが、これは宮内省に納入された贊の檢領後の分配・取り扱いを規定したにすぎない。この部分は、以上の品目の共通性をふまえるならば、例貢御贊が年料御贊と貢進菓子の中から出されたと解することが十分可能である。諸国から進上された贊は、宮内省での檢領をへて、内膳司や大膳職に送られるものと内裏へ直送されるものとに分けられ

るのである。ちなみに年料御贊の収納される贊殿は、内膳司の贊殿であろう（館野和己「荷札木簡の一考察」『奈良古代史論集』1、一九八五年）。内裏に直送される例貢御贊とは、例えば御贊解文奏に供される儀礼的な贊のことではなかろうか（『侍中群要』卷十）。例貢御贊は進上量が規定されていないこともこの点を裏付けると思われる（拙稿「律令調制の構造とその歴史的前史」『日本史研究』三五五、一九九二年、「律令制収取と地域社会—紀伊国之事例—」松原弘宣編『古代王権と交流』6、瀬戸内海地域における交流の展開、名著出版、一九九五年）。つまり、年料御贊と例貢御贊をまったく別系統のものとすることはできないのであるが、かといって例貢御贊がこうした諸国の進上する贊を本質的に代表するわけではないと考えるが如何であろう。

贊と律令法の関係について、鬼頭氏は、贊が律令法に規定されていないことを重視し、「律令法—外的 existence」として位置付けるが、この点についてはどうか。私見は別の機会に述べたので繰り返さないが、「延喜式」にみえる御厨の進上する御贊も年料御贊のようないいことを示すのではないだろうか。若狭国遠敷郡の場合、あくまでも青郷が御贊進上の中心でありながら、周辺の郷からの贊の付札が少數存在することも贊と調とが互換可能であったからこそであろう。

私見では、畿内の食料供給集団を品部に設定し従来通り贊を進上させ、畿外の一般の公民と同様に編成された食料供給集団の進上物を調雜物へと組み込むことが大宝令制定時の構想であったと考えている。諸国進上御贊は、ともに律令の規定をもとに進上されたものと考へてある。御厨進上御贊の法的根拠は、やはり賦役令貢獻物条であり、これは唐での諸州貢獻物条での食物供獻を範として導入された制度で、令制以前の段階における国造などの礼物としての食物供獻を大宝令において再編成したものであろう。また、御厨進上御贊、私見では畿外からの御厨的な贊の理解が問題となるが、東野治之氏によ

る調雜物の食料品収取と贊との互換性の指摘はやはり重要であると思われる（東野治之「志摩国の御調と調制の成立」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九七八年）。この点を鬼頭氏は否定され、例えば、補注1で、若狭国遠敷青郷からの収取につき、「贊と律令的收奪とが二重に收奪されていた可能性」を述べられ（一七四頁）、贊を何か特殊な税目の如くみなされているようである。しかし、同一年月日で同一人の贊と調の負担を示す付札は、現状では発見されていない。また「延喜式」に調雜物の食料品の進上が規定されていながら青郷の食料品進上を示す付札が調ではなく贊のものばかりであること等は、この地域において負担される贊が調などの負担と互換可能であったことを示すのではないだろうか。若狭国遠敷郡の場合、あくまでも青郷が御贊進上の中心でありながら、周辺の郷からの贊の付札が少數存在することも贊と調とが互換可能であったからこそであろう。

この背景を前提とするならば、御調贊などと表記される付札が、少數ではあるがそれ 자체が存在することも容易に理解できると思う。

これらは、公民の制度的負担である調による負担であっても、旧来通り贊と表現されているにすぎないことになる。敢えていうならば、若狭国遠敷郡青郷の調と表記された雜物食料品の付札が今後出土す

る可能性すらあると思う。年料御贊のような諸国進上御贊も含めて、贊を律令外の特殊な税目の如くみなすことはできないと考えるが如何なものであろうか。

なお律令的天皇制の成立に対応して天皇の供御として贊が整備されたとする点（9）に、全く異論はない。贊の出土分布や大贊・御贊表記の分析は現在でも大筋で有効である。鬼頭氏によれば、「このような贊の制度の変化と他の律令制的收奪である調庸の形成過程とはほぼ時期的に重なっており、律令制的な調庸制度の完成も、ほぼ平城遷都直後の和銅、養老年間にあつたとされている。おそらく、律令制的天皇制の成立と対応して、贊も他の税制とともに整備されたと思われる」（二六二頁）として、贊の制度的な整備の明確な画期を設定しておられないが、贊付札の書式における国名のみを表記する付札が、現状では淨御原令制下にみえず、大宝令制下になつて初めて確認されること、大宝令制で膳職から内膳司と大膳職への分離が行われることを考慮するならば、供御としての贊が制度的に整備されたのは、大宝令であつたと限定できるのではないだろうか。

また鬼頭氏は、（10）において、律令外的存在として位置付けた贊について、首長制生産関係論にも配慮した説明を展開している。六・七世紀以降、農耕労働をめぐる階級関係の形成にともないいわば水田の世界（＝個別的、階級的）と山野河海の世界（＝共同体的）とが分離し、この山野河海において令制以前からの共同体的な側面

が強く維持されることから、首長制的な贊の論理を局面を限つて導入し、いわば日本古代における律令制と首長制の二つの要素の統一的説明を試みられている。ここに、贊を律令外の存在とする論点が活かされている。確かに石上英一氏が指摘されているように、共同体を首長が人格的に体現し、その共同体の大地の支配権を確認する儀礼として食物供献が存在すること、そうした在地における共同体の儀礼として最終的に天皇にまで収斂されたものとして、律令制下の贊の進上と收取を考える事はなるほど説得的であるが（石上英一「律令体制と分業体系」『日本経済史を学ぶ』上、有斐閣、一九八二年）、少なくとも八世紀の段階で在地社会が村落における農耕労働も含めて厳密な意味での「首長制の生産関係」のもとにあつたとは考え難い。勿論律令制下の在地社会においても共同体の共同性は存在するのであるが、いわば社会関係としての首長制は、論理的可能として、こうした山野河海や村落祭祀など、主要な生産関係からはずれた局面においてこそ認めることができるであろう。鬼頭氏のこの見通しは有効であると思われる。ただし、鬼頭氏の言う例貢御贊がこのような関係の下で進上されていたかは、不明である。例貢御贊の調達に際しては、現実に一般公民の雜徭などに転化された場合もあつたはずであり、それが、石上氏の指摘されるような関係のもとで進上されることもあるだろうが、原則はすでに述べたように、国衙の交易であると考える。この点は法制度の問題ではなく、その運用の

問題である。鬼頭氏のこの議論を自己流に敷衍するならば、これまた別に述べたことがあるが、養老元年にはじまる中男作物制こそが、こうした機能を積極的に担っていたのではないだろうか（拙稿「贊と中男作物をめぐる一考察」『北東アジア文化研究』一、一九九五年）。淨御原令制下の大贊と中男作物による食料品進上には、一定の共通性が認められる。大宝令で一度清算された令制以前からの王権に対する食物供献の慣行が、養老元年に至り、中男作物として復活したものと考えている。

なお、これは附けたりであるが、長屋王家木簡にみえる贊などは、まだまだ定まつた解釈をみないところである。恐らく、これなどは、付札そのものの分析を通じてなされるしか方法は無いようと思われるが、荷札木簡の機能の分析は現状において必ずしも十分ではない。この点は、荷札木簡の機能をめぐる課題として指摘しておきたい。

第四章「文書木簡と遺跡」と第五章「史料論について」については、気付いた点のみをコメントしておきたい。ちなみに第四章は、文書木簡の機能論的分析であり、「文書木簡論の体系化を準備するための基礎的なケース・スタディ」（二九六頁）として位置付けられている。興味深い文書木簡が次々に発見されるようになっており、木簡研究の今後の重点課題である。まず（15）について。召文 자체が伝達された事例として「判官安倍真道」を召喚する丹裏文書として残る札紙ウハ書の事例をあげているが（『大日古』二五一一〇五）、

この場合「判官安倍真道」は、造東大寺司判官である（『東大寺要録』卷六、封戸水田章、天平勝宝四年十月二五日造東寺司牒）。天平宝字四年九月二七日の奉写一切経所で二六人を召喚するような事例（『大日古』一四一四五）とは区別されるであろう。召喚する相手との関係や人数などにより、便宜的に文書と木簡が使い分けられたようと思われるが、このように多数の人を召喚する場合にも召文を持参して伝達していたのであろうか。（16）郡符木簡は、封緘木簡とともに、最近注目の文書木簡である。八幡林遺跡出土の郡符木簡は、現在の条件では正確な読み方を確定することができず、鬼頭氏が郡衙で告朔儀が行われていたと推定する点にはなお留保したいと思うが、もしこうした点が確認されるならば、従来の律令地方行政像を大きく修正することになるであろう。文書木簡の場合、荷札木簡よりも複雑であるが、鬼頭氏の強調されるように、やはりそれぞれの機能を確実に把握することによってのみ、その内容を正確に理解することができる。この点は肝に命じておくこととしたい。（17）については、鬼頭氏が衛士が労役に従事していた例としてあげた、「拔柱九枝」の事例では（『平城概報』四一七、本書三三九頁、史料A類の8）、衛士であることが明記されているのは「左衛士白猪乙麻呂」のみであり、その書かれている位置からみて、衛士が柱抜き作業に携わっていたと言いたいのではないだろうか。（22）『続日本紀』の編纂に諸事件の勘問記録が利用されたこと、申勲簿ないし

その基礎になつたような記録が戰闘などの諸局面に作成されたことなどは充分首肯しうることであろう。飛鳥京跡の木簡については、指摘されているとおり、『日本書紀』の編纂と何等かの関わりをもつのであるうが、著者の説くように、これが何故木簡という形で行われたのであろうか。

\* \* \*

最後に感想めいたことをお許しいただきたい。本書を通読して思うのは、木簡そのものを史料として扱うに際しての基本的方向は定まりつつあるように思われるが、同時に、文書木簡の問題にせよ、木簡の書風の問題にせよ、関連してそこから出発する問題群が飛躍的に拡大しつつあるのも現状であろう。木簡を通じての研究が、古代史研究を本当の意味で豊かなものにしつつあることを実感した。

なお妄言ばかりを書き連ねてきた感があるが、鬼頭氏のこれらのお仕事を導きの糸とする後学の一人として、これで書評の責を果たせているか忸怩たるものがある。御学恩に報いるためにも、すべての論文に触れたかったのであるが、それは果たせなかつた。また曲解も多々あることと思うが、これは、ひとえに私の能力不足によるもので、衷心より著者の御海容のほどを願うばかりである。

(一九九三年、塙書房、A5判五〇六頁、八〇三四円)

多賀城市文化財調査報告書第三九集

『山王遺跡－第一七次調査－出土の漆紙文書』の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字史料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが（多賀城市埋蔵文化財調査センター『山王遺跡－第一二次調査概報』一九九二年）、その後出土した五点についての報告書が刊行された。祝文、現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの資料の検討を踏まえた解説を付す。中でも駅戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歴名（三号文書）、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書（四号文書）などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

一九九五年三月刊

多賀城市教育委員会発行

図版一枚、本文三〇頁、B5判

頒価一〇〇〇円、送料一冊二四〇円

お問い合わせ 多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒九八五 多賀城市中央二一一七一

TEL ○二二一三六八一〇一三四